

★掲載の情報は市のホームページ(アドレスは表紙参照)でもご覧になれます

★申し込みはがき「基本事項」の記入方法は11ページを参照

★時間は24時間表記

小・中学生個人25人・9団体が福原賞を受賞

教育委員会では、子どもたちの健全育成と学校教育の充実・発展を図るために、本市の小・中学生の中で善行やボランティア活動、地域貢献で顕彰すべき行動をした児童生徒・団体を表彰しています。今年は2月5日に表彰式が行われました。

「福原賞」は、福原軍造さんの遺族からの寄付金をもとに、平成元年(1989年)に創設されたものです。☎教育委員会指導第二課☎582・2369へ。

4月21日～5月18日、東部斎場(門司区大字猿喰、☎391・0715)を休場します。休場期間中は、西部斎場(八幡西区本城五丁目、☎691・2017)をご利用ください。☎保健福祉局保健衛生課☎582・2435へ。

固定資産税(第1期)の納期は4月17～30日です。

福北連携コーナー

ふくぎたる

福岡市の催し

福岡市と情報交換をしています。

あなたが撮影した
“彗星の写真”が
プラネタリウムに!

福岡市科学館ドームシアター(プラネタリウム)では、季節ごとにオリジナル生解説番組「宙語り」を制作し放映しています。今年の夏のテーマ「彗星」の写真を募集します。1人1点まで。選考あり。放映期間中は同施設6階で応募作品の展示もあり。☎4月30日まで。応募方法など詳細は同施設(福岡市中央区六本松四丁目、☎(092)731・2525)へ。

情報ステーションは11ページから始まります

施設の催し

児童文化科学館

☎671・4566

〒805-0068八幡東区桃園三丁目1-5
開9～17時(入館は16時30分まで)
休月曜日(祝・休日のときは開館し翌日が休館)、5月7日

昼間の星を見る会 天体望遠鏡で観察します。5月3日(祝)11時45分～12時30分と13時45分～14時30分。料 入館料が必要。曇天中止。

サイエンスショー「すごいぞ!水や大気の力」 水を使った科学実験など。5月5日(祝)14～14時50分。



こども文化会館

☎592・4152

〒803-0846小倉北区下道津四丁目3-2
開9～17時 休月曜日(祝・休日のときは開館し翌日が休館)

①たいせつな人におくろう～すてきなたまてばこ レザーで小物入れを作ります。5月9日(土)14～16時。対小学生(3年生以下は保護者同伴)。定先着10人。料500円。

②こどもシアター アニメ「なかよし鯉のぼり」などの上映。5月10日(日)14～15時。対未就学児は保護者同伴。



共通☎①は必要。電話で4月17日から同施設へ。



後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和2年度保険料の料率と軽減

- 保険料率の変更されました。
- 保険料(年額)の計算式=均等割額(5万5687円)+所得割額(【被保険者の総所得金額等(※1)－33万円】×10.77%)【賦課限度額64万円】
(※1)前年中の公的年金等所得、給与所得、その他の所得の合計で、各種所得控除前の金額です。
- 均等割額の軽減
- 世帯の所得額などに応じて、均等割額が軽減されます。対象者の所得要件が33万円以下(軽減割合の本則が7割)の人については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の軽減強化といった支援策が昨年10月から開始されたことにより、段階的に軽減割合が見直されています。

軽減割合 (均等割額の年額)		対象者の所得要件	
本則	令和2年度	【同一世帯内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額(※2)の合計額】	
7割 (16,706円)	7.75割 (12,529円)	【令和元年度における8.5割軽減区分】 33万円以下	
	7割 (16,706円)	【令和元年度における8割軽減区分】 うち、世帯の被保険者全員の年金収入が80万円以下で、 その他各種所得なし	
5割 (27,843円)	5割 (27,843円)	〔33万円(基礎控除額)+28.5万円×被保険者数〕以下	
2割 (44,549円)	2割 (44,549円)	〔33万円(基礎控除額)+52万円×被保険者数〕以下	

- (※2)基本的に総所得金額などと同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。
- 後期高齢者医療制度加入日の前日まで被用者保険の被扶養者(※3)であった人の軽減
制度加入時から2年間に限り、均等割額が5割軽減され(※4)、所得割額はかかりません。
- (※3)国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。
- (※4)均等割額の軽減が所得により7.75割軽減、7割軽減に該当する人は、それぞれ7.75割軽減、7割軽減が優先されます。

令和2年度保険料の納付

- ①2月に年金天引きだった人
- 原則として、2月に年金天引きされた額と同額が、4・6・8月の年金から天引きされます。なお、令和元年12月以降に保険料額が変更になった人などは、年金天引きとならないことがあります。7月に、令和元年の所得金額を基に保険料額の確定を行い、10月以降の納付金額と納付方法を郵送で通知します。
- ②2月に年金天引きでなかった人
- 原則として、7月から口座振替か納付書による納付となります。なお、4月上旬に「令和2年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」が届いた人は、4月から新たに年金天引きされます。

☎福岡県後期高齢者医療広域連合
☎092651・3111か
各区役所国保年金課へ

門司	331－3310
小倉北	582－3406
小倉南	951－4116
若松	761－5755
八幡東	671－2859
八幡西	642－1333
戸畑	881－2391

担 保健福祉局保険年金課 ☎582・2415